

7 東彼杵町条例第 33 号

東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 24 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正する条例

東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例（令和7年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前				
（使用料） 第6条 利用者は、乗車1回につき<u>別表第1に定める額</u>の使用料を支払わなければならない。 2 （略） 3 回数券によって使用料を納付しようとする者は、<u>別表第2</u>に定める額を当該乗車券の発行と引換えに納付しなければならない。 4・5 （略） 6 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる利用者（前項に規定する者を除く。）に係る使用料は、第1項の使用料の2分の1とする。 （1） 高齢者（<u>町内在住の75歳以上</u>） （2）～（5） （略） 7・8 （略） <u>別表第1（第6条第1項関係）</u> <table border="1"> <tr> <td>町内移動</td><td>嬉野市との往来</td></tr> <tr> <td>200円</td><td>600円</td></tr> </table> <u>別表第2（第6条第3項関係）</u> （略）	町内移動	嬉野市との往来	200円	600円	（使用料） 第6条 利用者は、乗車1回につき<u>1人200円</u>の使用料を支払わなければならない。 2 （略） 3 回数券によって使用料を納付しようとする者は、<u>別表第1</u>に定める額を当該乗車券の発行と引換えに納付しなければならない。 4・5 （略） 6 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる利用者（前項に規定する者を除く。）に係る使用料は、第1項の使用料の2分の1とする。 （1） 高齢者（<u> 75歳以上</u>） （2）～（5） （略） 7・8 （略） 〔新設〕 <u>別表第1（第6条第3項関係）</u> （略）
町内移動	嬉野市との往来				
200円	600円				

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。